

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年8月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600064号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600013号

第1 結論

請求者のA社における令和5年12月27日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

令和5年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年12月27日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間において、同社から80万円の賞与の支払を受け、当該賞与から80万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和5年12月27日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出し(受付日は令和8年2月13日)、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600027号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600012号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成14年2月1日から同年6月1日まで
② 平成14年6月1日から平成16年9月1日まで

請求期間①については、A社E支店の派遣社員として、F県G市にあったH社でI業務に従事し、請求期間②については、C社のJ支店において、パート従業員としてK業務に従事していたが、年金記録では厚生年金保険の加入記録がない。

いずれの事業所も、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられるため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した給与振込口座の預金通帳の写しによると、A社から平成14年3月25日に2万1,600円、同年4月25日に19万9,668円、同年5月24日に16万5,626円の給与が振り込まれていることが確認でき、同社は、給与支給日が25日である者の給与計算の締め日は同月の10日又は15日のいずれかである旨回答していることから判断すると、請求者は請求期間①中の2か月から3か月程度、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、A社における雇用保険の被保険者記録が確認できない上、同社は、当時の資料は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間①の始期である平成14年2月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、請求者の勤務期間と同様に短期間の被保険者期間(概ね4か月以内)であった者のうち、被保険者期間当時にF県内に居住し、生存及び所在が確認できた同僚19人に照会を行い、6人から回答を得たところ、このうち一人は、平成14年1月8日から派遣されたが、当初は3か月以内の短期契約であったため厚生年金保険に加入できないと説明を受け、その後、派遣期間が延長されたことにより、途中から厚生年金保険に加入した旨を具体的に陳述しており、当該同僚の被保険者期間は平成14年2月1日から同年6月4日までであることが確認できる。

さらに、上記回答が得られた同僚のうち別の一人は、平成13年10月頃から平成14年3月までの5か月から6か月間程度派遣されて勤務し、派遣登録の面接時に厚生年金保険の加入に

についての希望を確認され、当初は加入を希望しなかったが、途中から厚生年金保険に加入した旨を陳述しているところ、当該同僚の被保険者期間は平成 14 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までであることが確認できる。

加えて、上述の照会を行った同僚 19 人のうち 14 人は、雇用保険の被保険者資格を取得した日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、請求期間①当時、A 社では、採用した派遣従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

その上、請求期間①当時に請求者が居住していた G 市は、請求者の国民健康保険について、平成 14 年 2 月 1 日に加入し、請求期間①中の平成 14 年 5 月 9 日に転出（L 市に転出）したことにより資格喪失した旨回答している。

- 2 請求期間②について、D 社から提出された資料によると、請求者は、平成 14 年 9 月 1 日に入社し、退職年月日は確認できないものの、平成 16 年 8 月まで在籍していたことが確認できる上、同社における雇用保険の被保険者記録は、短時間労働被保険者として平成 14 年 9 月 1 日に資格取得し、平成 16 年 8 月 12 日に離職していることから、請求者は、請求期間②のうち一部の期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 社は、請求者について、一月の契約時間が 110 時間の者であり、当時の勤務形態では社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の加入要件を満たしておらず、雇用保険料のみを控除していた旨回答しており、提出された上述の資料によると、請求者の契約時間は 110 時間であり、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、請求者が名前を挙げた当時の上司及び同僚に照会したところ、当該二人はいずれも、当時の厚生年金保険の取扱いについて、月 110 時間以内勤務で社会保険に加入しない者と、月 150 時間以上勤務で社会保険に加入する者の 2 種類の勤務形態があり、請求者は月 110 時間以内勤務であった旨陳述している。

さらに、請求期間②当時、請求者が居住していた L 市から提出された国民健康保険の資料によると、請求者は、請求期間②前の平成 14 年 5 月 9 日に同保険に加入し、請求期間②後の平成 16 年 9 月 7 日に資格喪失していることが確認できる。

- 3 このほか、請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。